

令和6(2024)年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果

1 指導監査について

栃木県では、社会福祉事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等に基づいて、栃木県が所管する社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

2 指導監査結果

(1) 法人・施設別実施状況〔単位：件〕 (対象数は、令和6(2024)年4月1日時点)

ア 社会福祉法人

区分	対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 法人数
社会福祉法人	100	42	40	25

イ 社会福祉施設、事業所

区分	対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数
保護施設等 計	4	1	1	1
救護施設、授産施設	4	1	1	1
高齢者福祉施設等 計	1,972	386	386	216
老人福祉施設等	軽費老人ホーム	13	4	2
	特別養護老人ホーム	114	39	29
	地域密着型特別養護老人ホーム	77	25	14
	養護老人ホーム	9	2	1
	有料老人ホーム	108	25	20
	サービス付き高齢者向け住宅	125	30	21
	小計	446	125	87
介護保険施設	介護老人福祉施設	114	39	28
	介護老人保健施設	53	17	13
	介護医療院	10	2	1
	小計	177	58	42
居宅サービス事業所	訪問介護	275	28	9
	訪問入浴介護	18	2	0
	訪問看護	139	5	1
	訪問リハビリテーション	13	6	2
	居宅療養管理指導	1	0	－
	通所介護	351	58	35
	通所リハビリテーション	49	14	7
	短期入所生活介護	208	49	14
	短期入所療養介護	62	17	8
	特定施設入居者生活介護	57	16	11
	福祉用具貸与	89	4	0
	特定福祉用具販売	87	4	0
	小計	1,349	203	87

区分		対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数
障害者（児）福祉施設等 計		1, 471	325	348	205
障害者支援施設・ 障害児入所施設	障害者支援施設	38	12	12	8
	障害児入所施設	8	8	8	3
	小計	46	20	20	11
障害福祉サー ビス 事業所等	居宅介護	121	19	19	14
	重度訪問介護	90	11	11	4
	同行援護	38	4	4	3
	行動援護	8	1	1	0
	療養介護	2	2	2	0
	生活介護	148	35	36	25
	短期入所	106	34	37	11
	自立訓練（生活訓練）	12	4	4	4
	就労移行支援	25	4	4	2
	就労継続支援 A 型	70	12	14	9
	就労継続支援 B 型	175	41	43	33
	就労定着支援	14	1	1	0
	自立生活援助	3	0	0	-
	共同生活援助	136	53	55	38
	一般相談支援（地域移行支援）	37	11	11	1
	一般相談支援（地域定着支援）	37	11	11	0
	小計	1, 022	243	253	144
	障害児通所支援 事業所	児童発達支援	137	21	24
福祉型児童発達支援センター		6	0	0	-
放課後等デイサービス		235	37	47	38
居宅訪問型児童発達支援		1	1	1	0
保育所等訪問支援		24	3	3	1
小計		403	62	75	50
児童福祉施設等 計		393	191	230	149
児童福祉施設	助産施設	2	0	0	-
	乳児院	3	3	3	2
	母子生活支援施設	1	1	1	1
	保育所（保育所型認定こども園含む）	215	110	147	87
	幼保連携型認定こども園	103	52	54	44
	児童厚生施設	39	0	0	-
	児童養護施設	11	11	11	10
	児童心理治療施設	1	1	1	0
	児童自立支援施設	1	0	0	-
	児童家庭支援センター	2	0	0	-
	小計	378	178	217	144
	その他施設	認可外保育施設	15	13	13
小計		15	13	13	5
指導監査 合計		3, 940	945	1, 005	596
(内訳) ア 社会福祉法人		100	42	40	25
イ 社会福祉施設、事業所		3,840	903	965	571

(2) 主な指摘事項

ア 社会福祉法人

項目	主な指摘事項
理事会・評議員会	理事会の決議を要する事項（評議員会の招集等）について、決議が行われていない。
	評議員会又は理事会の議案について、特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否について確認していない。
評議員・役員の選任	評議員又は役員となることができないもの（欠格事由）、各評議員又は各役員と特殊な関係にないことを確認していない。
	評議員について、定款等に定められた手続きで選任されていない。
役員報酬	規程に基づかない支給が行われている。
定款変更	認可申請又は届出が遅延している。
決算関係書類	一部の計算書類について、理事会及び評議員会の承認を受けていない。
	財産目録の預金の合計と、残高証明書が一致しない。
	内部取引が相殺消去されていない。
登記	法人が登記しなければならない事項について、期限まで（理事長の登記は変更後2週間以内、資産の総額の変更登記は会計年度終了後3か月以内）に登記がなされていない。

イ 社会福祉施設、事業所

【老人福祉施設】

項目	主な指摘事項
勤務体制の確保	基準上必要となる人員を配置していない。必要な研修を受講しない職員を配置している。
事故防止対策	誤薬を含めた服薬事故が複数回発生している。
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。

【有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

項目	主な指摘事項
身体的拘束等適正化	身体的拘束等の適正化のための委員会、研修を実施していない。
事故防止対策	誤薬を含めた服薬事故が複数回発生している。 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施していない。
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。

【介護保険施設】

項目	主な指摘事項
口腔衛生管理	歯科医師等の技術的助言等による入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。月 1 回程度の入所者の口腔の健康状態の評価を実施していない。
事故発生の防止及び発生時の対応	誤薬を含めた服薬事故が複数回発生している。
夜勤職員配置加算	暦月ごとの 1 日平均夜勤職員数を算出せず、算定要件を満たしているか確認しないまま、当該加算を算定していた。

【居宅サービス事業所】

項目	主な指摘事項
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメントを防止するため事業主の方針の明確化、窓口の設置等の措置が講じられていない。
非常災害対策	地震や風水害等に対処するための非常災害対策計画に基づく、訓練を実施していない。
個別機能訓練加算	居宅訪問し、生活状況を確認、利用者又は家族に対し計画の進捗状況等を説明・記録することになっているが、その記録がない。

【障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所等】

項目	主な指摘事項
加算要件	加算の要件を満たしていないにもかかわらず、これを算定している。
業務継続計画の策定等	従業者に対する業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していない。
秘密保持等	利用者又はその家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ同意を得ていない。
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメント対策が講じられていない。

【保育所】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。
入所者支援	全体的な計画を策定していない。

【幼保連携型認定こども園】

項目	主な指摘事項
入所者支援	学校保健安全法に準じた園児の健康診断を、年に 2 回以上実施していない。
入所者支援	全体的な計画を策定していない。

【児童養護施設等】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。
安全計画	安全計画を策定していない。

【認可外保育施設】

項目	主な指摘事項
保育に従事する者の数	常時、保育に従事する者が複数配置されていない。
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。
安全計画	安全計画を策定していない。